

# 生徒指導に関する規約および生徒心得

以下の規約および心得は

## 『社会に貢献する実行力のある次世代のリーダーを育成する』

という本校の運営方針を達成するために定めた生徒の行動の在り方を具体的に記したものです。真理と正義を愛し、責任を重んじ、自他を尊重する心身ともに健康な東筑生となろう。

### 1 礼儀

校是に掲げる『質実剛健』・『文武両道』を遂行する上で必要な要素であり、これからの社会を牽引していく東筑生にとって欠かせない資質である。

- ・品位ある言動をなし、東筑生として誇りを持ち、お互いに相手の人格を敬うこと。
- ・時間厳守に努め、迅速かつ自主的に行動し、秩序と静粛を保つこと。
- ・学校内のすべての人に、地域の人に、家族に対して挨拶の励行を心掛けること。

### 2 頭髪等

東筑高校の制服を着て、東筑生として生活していく上で適切な品格のある容姿を、以下の規則を遵守しながら各自で考えましょう。何かあれば生徒育成部に相談すること。

- ・前髪は目にかからない長さとする。髪を結ぶ場合、黒・紺・茶色のゴムもしくはアメピン・スリーピンを使用すること。
- ・髪を巻く、脱色、染色、編み込み等の加工は禁止とする。
- ・眉毛を剃ったり、抜いたりしないこと。
- ・化粧は禁止とする。縁付コンタクト・アイプチ・ビューラー・色付きリップ等の使用も禁止とする。
- ・爪は伸ばしたり、みがいたり、色を付けたらず、常に清潔に保つこと。

### 3 服装

制服は高校生にとっての『正装』であり、あらゆる場面において対応可能な服装です。制服を正しく着用することは社会におけるマナーであり、規範意識や多様性を認める態度が身に付いている表れです。以下の点を遵守しましょう。

#### ○標準型学生服を着用する場合

- ・標準型学生服（色は黒）は襟カラーを必ず付け、左襟に校章を付けること。
- ・上着を着用しない場合、本校指定の校章入り白シャツを着用すること。  
（長袖に限り2・3年生は本校指定の白シャツに準じた形状の白シャツを着用可）
- ・上着やシャツ・袖のボタンは留めること。
- ・ベルトは黒・紺・茶のみとする。
- ・靴下は白・黒・紺とする。（ワンポイントは可）

#### ○本校指定の制服を着用する場合

- ・ブレザーやシャツ・袖のボタンは留めること。
- ・靴下は本校指定の紺のソックスとする。

#### ○その他

- ・校内では左胸に名札をつけること。（通学時は個人情報保護のため裏返す）
- ・スカート丈は膝下を基準とする。その他も制服の変形は厳禁。
- ・ベージュのストッキングまたは黒のタイツ（無地）の着用は可。
- ・本校指定の通学靴を履くこと。
- ・下着は白・黒・紺など華美でない単色で無地のものに限る。
- ・防寒コート及びカーディガンは本校指定のものに限る。（自転車通学生を除く）
- ・ネックウォーマーやマフラー等の防寒具は単色で無地のものに限る。
- ・登校する際は本校指定の紺のスポーツバッグとサブバッグを使用すること。

※授業のない日に限りサブバッグや部活動のバッグのみでの登校を認める。

## 4 登下校

### ○登下校全般について

- ・登校時間は 8 時 35 分である。時間にゆとりをもって登校すること。
- ・遅刻及び欠席は 8 時 15 分までに学校HP内の連絡フォームに入力すること。
- ・登校後は安全管理上、外出禁止とする。外出が必要な場合は担任の許可を得ること。
- ・通行禁止区域等の確認を行うなど登下校時の安全確保に留意し、可能な限り複数人で登下校すること。
- ・交通規則を守り身の安全を図るとともに、他者の通行にも十分に配慮すること。
- ・公共交通機関内では公德心を発揮し、自覚ある行動をとること。
- ・放課後は速やかに下校すること。放課後に校内で自習等をする場合は 19 時完全下校とする。土日祝日の自習等は 17 時完全下校とする。
- ・原則、送迎は禁止であり、怪我等の場合のみ正面玄関前駐車場までの送迎を許可する。ただし、現在は感染症予防等の観点から送迎を特別に許可しており、乗降場所はテニスコート横駐車場とする。学校周辺での乗り降りは近隣住民の安全確保の観点から厳禁である。

### ○自転車通学について

- ・自転車通学希望者は所定の申請書（任意保険の加入が必要）を担任に提出し、鑑札（200 円）の発行を受けること。
- ・学年別の駐輪場所を守ること。駐輪は後輪が白線上に来るように整頓し、盗難防止のため必ず施錠すること。
- ・学校敷地内では事故防止のため降車すること。
- ・並列走行、片手傘さし運転、二人乗りなど事故につながる乗り方は絶対にしないこと。
- ・事故防止の観点から、自転車通学生に限り防寒着は夜間でも目立つ明るい色のものを着用するよう心掛けること。ただし、着用は駐輪場までとする。
- ・本校が行う自転車通学生指導や自転車点検は必ず受けること。整備不良やルール違反をする者に対しては許可を取り消すことがある。

## 5 学校生活

### ○学習について

- ・授業中は真剣な学習研鑽に努めること。

### ○携帯電話・スマートフォン等について

携帯電話やスマートフォンの敷地内での使用は禁止とする。登校時に電源を切り、鞆の中に入れロッカー内で管理すること。ポケットでの管理は不可とする。学校敷地内での保持・使用を発見した場合は保護者に直接返却する。2回目以降は、生徒指導主事嚴重注意や校長訓告・停学等懲戒処分も踏まえて指導を行う。

### ○Chromebook 等の電子機器について

授業では Chromebook 等の電子機器等を学校教育の教具として使用する。これらの電子機器は便利であり、新たなコミュニケーションツールとして浸透しているが、使い方を誤ると大きなトラブルに発展することがある。授業等で使用する際には校内 Wi-Fi に接続し、授業の妨害や個人情報の流出、SNS による誹謗中傷など様々なトラブルに繋がらないよう授業担当者の指示に従い使用すること。使用しない場合はロッカーで管理し、紛失等に十分注意すること。

### ○アルバイトについて

家庭の事情等、やむを得ない理由がある生徒については、保護者からの申し出により許可する。アルバイト終了時刻は21時までとし、接客業はできるだけ避けること。アルバイト先と自宅の往復路における防犯についても十分注意すること。無届でのアルバイトは懲戒事案として指導の対象となる。

### ○自動車・自動二輪車運転免許取得について

通学としては認めない。家庭の事情等、やむを得ない理由がある生徒については、保護者からの申し出により許可する。進路内定者については、進路先からの要請があった場合に限り認める。必要な場合は必ず申し出をすること。無届で免許取得をした場合は、懲戒事案として指導の対象となる。

## ○その他

- ・貴重品は極力持参しないこと。やむを得ず持参した場合は、常に身につけておくか、ロッカーで管理する、もしくは担任等教員に相談すること。
- ・荷物は廊下にある各自のロッカーに収納し、授業中に必要ないもの(他教科の教材や飲み物)を机上に置かないこと。
- ・遊戯具(漫画、ゲーム機等)などの学業に関係ないものの持ち込みは禁止である。
- ・放課後、机上及び引き出し内に荷物を置いたまま下校しないこと。
- ・土日祝日においても登下校する際は必ず制服を着用し、自覚を持った行動をすること。
- ・校内で政治的活動は行わないこと。
- ・本校生徒として外部団体の会合及びマスコミの催事等に出場するときには、あらかじめ許可を得て参加し、その結果を報告すること。

## 6 保健衛生

- ・心身の成長発達が著しい時期なので、特に以下の事項に注意すること。
  - ① 規則正しい生活習慣の確立(学習時間と睡眠時間の調整)
  - ② 生活環境の創意工夫
  - ③ 疾病予防と早期受診
- ・保健室を利用するにあたっては、養護教諭の指示に従うこと。
- ・学校医等による健康相談やスクールカウンセラーによる面接を有効に活用すること。
- ・疾病の予防と早期発見・早期治療に努めること。
- ・学校管理下の負傷等で受診した時は、関係教諭または養護教諭に連絡すること。日本スポーツ振興センターへの医療費等の請求手続きは養護教諭を通じて行うこと。

## 7 環境衛生

- ・ゴミを持ち込まない。また、ゴミを出さない工夫をすること。
- ・清掃は誠実に取り組むこと。速やかに移動して取りかかり、時間内で終了すること。
- ・下足箱の上に靴等の私物を置いたり、取手にシューズ入れ等ぶら下げたりしないこと。
- ・日直または係は、移動教室のときや放課後にクラス教室や使用教室の施錠・消灯の確認をすること。

## 8 部活動

- ・部活動には積極的に参加し、豊かな学校生活を体験すること。
- ・部室は部活動時以外には利用せずに施錠し、常に整理整頓しておくこと。
- ・考査5日前から考査終了まで部活動は原則禁止とする。
- ・考査終了後の翌週末までに公式戦（高体連・高野連・高文連主催等）がある場合は、
  - ① 考査5日前から考査前々日まで2時間程度の活動ができるものとする。
  - ② 考査前日及び考査期間中は1時間程度の活動ができるものとする。
  - ③ 当該顧問の指導の下でのみ活動ができるものとする。
- ・その他、特別の事情がある場合はこの限りではない。

## 9 懲戒規程

下記の事項に該当したものは校長が懲戒する。懲戒は訓告、停学、または退学とする。

- ① 強窃盗または万引きをした者。
- ② 暴力行為または喧嘩をした者。
- ③ 飲酒または喫煙をした者。
- ④ 詐欺または恐喝をした者。
- ⑤ カンニングをした者及びカンニングをしようとした者またはそれを助けた者。
- ⑥ 交通違反をした者。
- ⑦ 校舎や校具その他公共物を汚損または破壊した者。
- ⑧ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等において、なりすまし、無断で他人の画像等の個人情報公開する、誹謗中傷を行う等、違法と考えられるような行為を行った者。
- ⑨ 選挙に関して下記のような行為をした者。
  - ・学校の構内において、選挙運動、政治的活動及び投票運動を行った者。
  - ・学校の構外において、違法なもの、暴力的なもの、違法もしくは暴力的な政治活動になる恐れが高いものと認められるような行為を行った者。
  - ・他の生徒の日常の学習活動等への支障をきたすような行動を行った者。
- ⑩ その他、学校や社会の安寧秩序を害する行為を行った者。

R5.4.1

※学校の実情や生徒総会等による生徒の意見、保護者の意識、社会状況、時代の進展等を踏まえ、随時、見直しを行います。